

講義録レポート

講義録コード 06-16-9-101-03

講 座	社会保険労務士	テーマ	平成27年度本試験の傾向と今後の対策、 合格発表までの過ごし方
目標年	2016年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別DVD ☐ 集合ビデオ ☐ DVD通信 ☐ WEB通信 ☐ DL通信 ☐ WEB+DL通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	5 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	0 枚

配布教材	
備考	

社 労 士 講義録

科目 平成27年度
本試験の傾向と
今後の対策

コース 無料公開
セミナー

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり [] なし
★実力テスト：あり [] なし
◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
★その他のレジュメ []

講師

高橋 先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

平成 27 年度本試験の傾向と今後の対策

(合格発表までの過ごし方)

1. 平成 27 年度本試験の傾向

《択一式》

27 年度択一分析《TAC 分析による》 () は H26 年度
基本 35 問 (42 問) 応用 25 問 (24 問) 難問 10 問 (4 問)
《50%》 《60%》 《36%》 《34%》 《14%》 《6%》
※TAC H27 本試験解答分析サービス 平均点 40.5 点 (H26 年度 44.3 点)

《選択式》

27 年度選択分析《TAC 分析による》 () は H26 年度
基本 26 問 (33 問) 応用 12 問 (6 問) 難問 2 問 (1 問)
※TAC H27 本試験解答分析サービス 平均点 24.5 点 (H26 年度 32.2 点)

(27 年度本試験のポイント)

- ① 択一式、選択式とも昨年より難易度が高い
- ② 今年も基本知識の暗記のみでは対応できない事例式等の問題が出題されている。

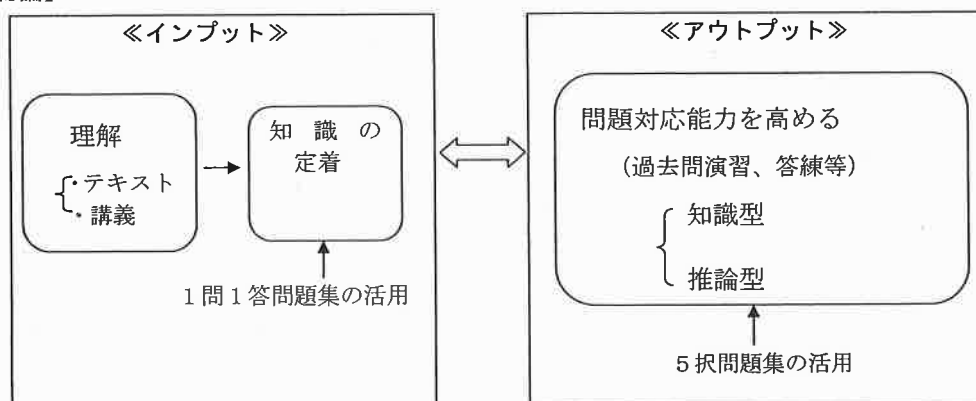


・断片的な知識では対応不可能
・文章の読解力、問題対応処理能力及び法的思考力が必要

- ③ 「読む力」、「問題の解き方の工夫」が必要な問題が多い。
- ④ 択一式の出題形式の多様化が定着した。
 - ・通常の問題 《57 問》(H26 年 57 問)
 - ・組み合わせ問題 《10 問》(H26 年 9 問)
 - ・個数問題 《3 問 労働、社会(厚年)》(H26 年 4 問 労働のみ)

2. 本試験対策のポイント

【総論】



社 労 士 講義録	科 目	平成27年度 本試験の傾向と 今後の対策	コ ー ス	無料公開 セミナー	回 数	/
-----------	-----	----------------------------	-------	--------------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講 師	高橋 先生
-----	--	--------------------------------------	-----	-------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	【各論— 平成27年度本試験問題を例にして】 (1) 事例式で基本的知識を問う（基本的知識+読解力+問題対応能力） 例題1（択一式 労基 問5） 労働基準法第26条に定める休業手当に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。 なお、当該労働者の労働条件は次のとおりとする。 所定労働日：毎週月曜日から金曜日 所定休日：毎週土曜日及び日曜日 所定労働時間：1日8時間 賃金：日給15,000円 計算された平均賃金：10,000円 A 使用者の責に帰すべき事由によって、水曜日から次の週の火曜日まで1週間休業させた場合、使用者は、7日分の休業手当を支払わなければならない。 B 使用者の責に帰すべき事由により労働時間が4時間に短縮されたが、その日の賃金として7,500円の支払がなされると、この場合にあつては、使用者は、その賃金の支払に加えて休業手当を支払わなくても違法とならない。 C 就業規則の定めに則り、日曜日の休日を事業の都合によってあらかじめ振り替えて水曜日を休日とした場合、当該水曜日に休ませても使用者に休業手当を支払う義務は生じない。 D 休業手当の支払義務の対象となる「休業」とは、労働者が労働契約に従って労働の用意をなし、しかも労働の意思をもっているにもかかわらず、その給付の実現が拒否され、又は不可能となった場合をいうから、この「休業」には、事業の全部又は一部が停止される場合にとどまらず、使用者が特定の労働者に対して、その意思に反して、就業を拒否する場合も含まれる。 E 休業による休業については、原則として労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しない。 《正解を導くためのベースとなる知識》 労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日については、休業手当を支給する義務は生じないものとされている。 正解 A

社 労 士 講義録	科目 平成27年度 本試験の傾向と 今後の対策	コース 無料公開 セミナー	回数 /
-----------	----------------------------------	---------------------	---------

配布物 ★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋 先生
---	--------------------------------------	-------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	例題2 (択一式 健保問 10) 被保険者が多胎妊娠し、(出産予定日は6月12日)、3月7日から産前休業に入り、6月15日に正常分娩で双子を出産した。産後休業を終了した後は引き続き育児休業を取得し、子が1歳に達した日をもって育児休業を終了し、その翌日から職場復帰した。産前産後休業期間及び育児休業期間に基づく報酬及び賞与は一切支払われておらず、職場復帰後の労働条件等は次のとおりであった。なお、職場復帰後の3か月間は所定労働日における欠勤はなく、育児休業を終了した日の翌日に新たな産前休業に入っていないものとする。この被保険者に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。 【職場復帰後の労働条件等】 始業時刻 10:00 終業時刻 17:00 休憩時間 1時間 所定の休日 毎週土曜日及び日曜日 給与の支払形態 月額12,000円の日給制 給与の締切日 毎月20日 給与の支払日 当月末日 ア 事業主は出産した年の3月から8月までの期間について、産前産後休業期間中における健康保険料の免除を申し出ることができる。 イ 出産手当金の支給期間は、出産した年の5月2日から同年8月10日までである。 ウ 事業主は産前産後休業期間中における健康保険料の免除期間の終了月の翌月から、子が1歳に達した日の翌日が属する月の前月までの期間について、育児休業期間中における健康保険料の免除を申し出ることができる。 エ 出産した年の翌年の6月末日に支払われた給与の支払基礎日数が17日未満であるため、同年7月末日及び8月末日に受けた給与の総額を2で除した額に基づく標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がある場合には育児休業等終了時改定を申し出ることができる。 オ 職場復帰後に育児休業等終了時改定に該当した場合は、改定後の標準報酬月額がその翌年の8月までの各月の標準報酬月額となる。なお、標準報酬月額の随時改定には該当しないものとする。 A (アとイ) B (アとオ) C (イとウ) D (ウとエ) E (エとオ) 《正解を導くためのベースとなる知識》 (出産手当金の支給) 出産の日(出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、産前産後休業の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合においては、98日)から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間 (産前産後休業期間中の保険料の免除期間) 産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで 正解 A

社 労 士 講義録

科 目 平成27年度
本試験の傾向と
今後の対策コ
ー
ス無料公開
セミナー回
数

/

配
布
物★ミニテスト：あり [] なし
★実力テスト：あり [] なし
◇配布物なし★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
★その他のレジュメ []講
師

高橋 先生

テキ
ス
ト
ペ
ー
ジ

黒 板 内 容

(2) 推論問題 (基礎知識+推論)
(選択式 問4)

次の文中の [] の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 政府は、平成17年度から「中高年者縦断調査（厚生労働省）」を毎年実施している。この調査は、団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して調査しており、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的としている。平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女約4万人を対象として開始され、前回調査又は前々回調査に回答した人に調査票を送るという形式で続けられている。

このような調査形式によって得られたデータを [A] データという。

第1回調査から第9回調査までの就業状況の変化をみると、「正規の職員・従業員」は、第1回37.9%から第9回12.6%と減少している。「自営業主、家族従業者」と「パート・アルバイト」は、第1回から第9回にかけて [B] 。

- 2 近年、両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組の中で、仕事と介護の両立が重要な課題になっている。「平成25年雇用動向調査（厚生労働省）」で、介護を理由とした離職率（一般労働者とパートタイム労働者の合計）を年齢階級別にみると、男性では55～59歳層と65歳以上層が最も高くなっており、女性では [C] 歳層が最も高くなっている。仕事と介護を両立させるには、自社の従業員が要介護者を抱えているかどうかを把握する必要があるが、「仕事と介護の両立に関する企業アンケート調査（平成24年度厚生労働省）」によると、その方法として最もよく使われているのは [D] である。

- 3 我が国の就業・不就業の実態を調べた「就業構造基本調査（総務省）」をみると、平成24年の男性の年齢別有業率は、すべての年齢階級で低下した。同年の女性については、M字カーブの底が平成19年に比べて [E] 。

選択肢

A	① クロスセクション ② サンプル ③ タイムシリーズ ④ パネル
B	① 10ポイント以上減少した ② 10ポイント以上増加した ③ ほぼ半減した ④ ほぼ横ばいで推移している
C	① 45～49 ② 50～54 ③ 55～59 ④ 60～64
D	① 自己申告制度やキャリア・ディベロップメント・プログラム等 ② 仕事と介護の両立に関する従業員アンケート ③ 人事・総務担当部署等が実施する面談 ④ 直属の上司による面談等
E	① 25～29歳から30～34歳に移行した ② 30～34歳から35～39歳に移行した ③ 30～34歳で変化しなかった ④ 35～39歳で変化しなかった

正解 A ④ B ④ C ① D ④ E ②

社 労 士 講義録	科目 平成27年度本試験 の傾向と 今後の対策	コース 無料公開 セミナー	回数 /
-----------	-------------------------------	------------------	------

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋 先生
-----	--	---	----------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	3 次のステップに向けて (1) 平成 27 年度本試験における問題の解き方の検証 間違った問題について解答に至ったプロセスを検証し、間違えた原因を把握する。 (例) ・推論方法の検証 ・解き方の検証 (消去法 OR ピンポイント方式) (2) 苦手科目の把握 (3) 学習方法のチェック (例) ・ (予習) → 講義 → 復習のサイクルを確認 ・ インプットとアウトプットのバランス ・ 問題演習の方法 (4) 読解力の強化 (例) ・ テキストを読む ・ 判例を読む 等